

アイヌ民族文化研究センター事業推進方針

(平成26～31年度)

補訂版 (案)

平成27年11月

目 次

第1	趣 旨	1
第2	期 間	2
第3	基 本 方 針	
1	設置経緯と基本的役割	3
2	統合までの成果	3
3	これからの方向性と重点	4
4	事業の進め方	7
第4	事業別方針	
1	展示事業	8
2	調査研究事業	9
	(1) 言 語	
	(2) 芸 能	
	(3) 民 具、生活技術	
	(4) 歴 史	
	(5) 共同研究	
	(6) そ の 他	
3	資料・情報の収集・整備事業	14
4	資料・情報等の公開・提供事業	15
5	成果の普及事業	17
6	その他	18
第5	資 料	
1	北海道立アイヌ民族文化研究センター条例	19

第 1 趣 旨

旧北海道立アイヌ民族文化研究センターでは、1994（平成 6）年の創立以来、「北海道立アイヌ民族文化研究センター条例」の定める設置目的に基づき、中・長期的視点で事業のあり方や内容を検討し、アイヌ民族文化研究センター運営協議会に諮った上で「事業推進方針」を策定し、5 年ないし 10 年ごとにその内容を見直してきました。2013（平成 25）年度には、統合後をある程度見据えつつ、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の事業推進方針を策定したところです。

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ H 6 年度策定 | H 6～H10 年度の事業推進方針 |
| ・ H11 年度策定 | H11～H15 年度の事業推進方針 |
| ・ H16 年度策定 | H16～H25 年度の事業推進方針 |
| ・ H25 年度策定 | H26～H30 年度の事業推進方針 |

いっぽうで、統合に伴い施行された「北海道立総合博物館条例」の第 4 条の定める北海道博物館の業務内容として、「アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと」が明記され、その業務をアイヌ民族文化研究センターが担うことが期待されているところであり、北海道博物館では、館としての全体的な使命・基本的運営方針・中期計画（平成 27～31 年度）等を策定しているところです。

そこで、アイヌ民族文化研究センターとしても、この度の統合によって、展示などの事業を新たに担うこととなり、また教育普及事業等の情報発信の機会もいっそうの充実をみたことから、基本的な方向性を堅持しつつ、これら新たな要素に対応する要素について、関係事項を補訂するとともに、北海道博物館として新たに策定を進めている基本的運営方針等との整合性を図ることとしたものです。

【本資料の性格】

この資料は、上記の趣旨に基づき、旧道立アイヌ民族文化研究センターの事業推進方針（平成 26～30 年度）のうち、「第 2 期間」、「第 3 基本方針」、「第 4 事業別方針」について、必要な補訂を行ったものです。

第 2 期 間

平成 25 年度の策定当初は、計画の期間を平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間としていたが、対象とする期間を平成 31 年度までとする。

第3 基本方針

1 設置経緯と基本的役割

- (1) アイヌ文化は、長い歴史の中でアイヌの人々が培ってきたものであり、現在の北海道にも有形、無形の大きな影響を与えている北海道の貴重な財産である。
- (2) しかし、旧道立アイヌ民族文化研究センターの設置以前は、長年にわたって次のような状況にあった。
- ・アイヌ文化を専門的、総合的に研究する公的機関や大学の講座等が設置されていない。
 - ・アイヌ文化の研究資料が散在していたり、未整理のまま放置されているものが多い。
 - ・伝統的な生活文化を知る古老たちが減少しており、伝承のための基盤整備が急がれる。
- (3) 研究センターは、このような状況を踏まえ、アイヌ文化に関する総合的、専門的な研究を行うとともに、アイヌ文化研究に必要な資料や情報の一元的収集と整理を行い、その成果を広くアイヌ文化の学習、研究及び伝承活動に提供し、もってアイヌ文化の振興に寄与することを目的として設置された。
- (4) 従って、研究センターの基本的役割は、大きく次の3点に集約される。
- ・アイヌ文化の総合的、体系的な研究を進める研究機関としての役割
 - ・アイヌ文化に関する資料及び研究情報を一元的に収集し、整理し、提供する情報センターとしての役割
 - ・アイヌ文化の学習、伝承や理解の促進に寄与するために、調査研究や資料収集・整理の成果を提供する役割

2 統合までの成果

旧道立アイヌ民族文化研究センターは、開設以降、この設置目的の実現のために諸事業を進めてきた。主な取組み内容と成果は以下のとおり。

- ・H6～H15 「調査研究」「情報収集提供」「普及」を事業の柱とする方向性を定めた。
(H6、9年度に寄贈を受けた貴重な資料（山田秀三文庫、久保寺逸彦文庫）の整理とこれらの目録の発行、「世界の先住民の国際10年」を記念したアイヌ文化紹介小冊子（1～10）の発行、道立機関が所蔵するアイヌ語録音資料の複製と内容整理等、資料・情報の蓄積とその成果の発信・普及啓発に向けた基盤整備に重点を置いた事業を進めた。)
- ・H16～H25 基本的な方向性を堅持しつつ、開設後10年間の成果を踏まえ、収集・整理した資料の公開利用、学術的に重要な情報の提供の促進を事業の柱に加えた。
(貴重な音声資料などの公開利用を開始するとともに、これら公開する資料の紹介を兼ねた、アイヌ語地名やアイヌ口承文芸に関する企画展の開催、調

査研究報告書の発行等による情報提供の拡充等、成果の提供の方法や機会の拡充につとめた。さらに H23～24 年度に「ほっかいどうアイヌ語アーカイブ事業」を実施し、インターネット上での資料公開や「アイヌ語入門」などの普及啓発素材の提供を開始する等、資料・情報の提供方法の拡充につとめた。)

3 これからの方向性と重点

(1) アイヌ文化の理解促進・振興に係る動き

・平成 20 年 6 月、国会においてアイヌ民族を先住民族と認めることが決議され、政府はこれを受けて「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（平成 20 年 7 月～21 年 7 月）、アイヌ政策推進会議（平成 21 年 12 月～継続中）を設け、アイヌ文化の振興や国民的理解の促進に向けた様々な取り組みが進められている。平成 21 年 7 月に提出された「有識者懇談会」の報告書は、「アイヌ文化復興の「ナショナルセンター」」との位置付けを持った「民族共生の象徴となる空間（象徴空間）」の設立を提言するとともに、「アイヌの歴史、文化等の総合的・一体的な展示、実践的な調査研究、伝承者等の人材育成」等の機能を担う国立の博物館（平成 32 年度までに建設）が盛り込まれた。

道でも、これらの動きに積極的に呼応し連携・支援するとともに、平成 24 年度から「アイヌ文化情報発信ネットワーク会議」を主催するなどの取組を強化しているところである。

・平成 19 年 4 月に北海道大学が「北海道大学アイヌ・先住民研究センター」を開設し、国際的な研究交流や実践的な文化伝承支援、民族政策に対する提言などを柱にした事業を開始しているほか、文化庁も、ユネスコの提言を踏まえた国内の「危機言語」対策の一つとしてアイヌ語の継承・振興を位置付け、様々な取り組みに着手するなど、専門的な学術研究や貴重な資料の整理・保存の必要性も認識されつつある。

・以上のような状況は、アイヌ文化の理解促進やアイヌ文化の振興が、国や大学、道内各市町村等においてもいっそう重要な課題と認識されてきたことを示しており、研究センターが開設以降進めてきた取り組みが先駆的な意義・役割を持つことを示すものと評価することができる。したがって、今後も、これまでの基本的な方向性を引き続き堅持しつつ、近年における各方面の取り組みとの連携や役割分担を今まで以上に意識し、アイヌ文化の関係機関や道内市町村のニーズを踏まえ、道立の専門機関としての立場に即した、調査研究の推進、資料・情報提供の充実、普及事業の効果的な展開を目指すことが求められる。

(2) 北海道博物館の使命とアイヌ民族文化研究センターの役割

・道が平成 22 年に定めた「北海道博物館基本計画」は、このような動きを踏

まえ、北海道博物館の責務として、北海道の自然・歴史・文化に関する総合博物館となるべきこと及び道内博物館の中核施設となるべきこととともに、アイヌ文化を未来へ継承することを、当館の重要な使命の一つに位置付け、そのために、開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターとの統合の方針を打ち出し、両者の機能の一層の充実を図ることとした。

・統合によって北海道博物館の一組織となったアイヌ民族文化研究センターは、これまでの研究センターが進めてきた無形文化を中心とした調査研究及び資料・情報提供機能に、開拓記念館が進めてきた民具など有形文化財を中心とした調査研究及び展示、教育普及機能とを併せ持つ、アイヌ文化の専門機関としては世界でも唯一の充実した組織となった。

・これからのアイヌ民族文化研究センターは、その設置目的ならびにこれまで進めてきた事業を継承し、さたにより拡充させる役割を負うものである。具体的に進めるべき事業の柱とその方向性を下記（３）で、さらに具体的な事業別の方針を「第４」で説明する。

（３）進めるべき事業とその基本的方向

これまで旧道立アイヌ民族文化研究センターで取り組んできた「調査・研究」「資料・情報の収集・整理」「公開・提供」「普及・啓発」の４つの柱を軸に、新たに博物館の一組織となったことを踏まえ、「展示」を新たに柱の一つに加えるとともに「公開・提供」には「情報発信機能の強化」を位置付け、「普及・啓発」には博物館が行う講座・講演会・体験学習等の「教育普及事業」を位置付けた。

１）展示事業

博物館におけるアイヌ文化展示は、観覧者のアイヌ民族に対する理解のあり方に大きな影響を与えるものであることから、アイヌ民族の歴史と文化を展示の柱として位置付け、かつ正しく紹介すべきこと、最新の研究成果に基づき充実させていくこと等が、予てから求められてきた。

当館では、総合展示の中に第２テーマ「アイヌ文化の世界」を設ける等、アイヌ文化の展示を総合展示の重要な要素として位置付け、アイヌ民族文化研究センターはこの第２テーマを担当することとなった。幸いにして新しい第２テーマについては比較的高い評価をいただいているが、引き続きその充実につとめるとともに、企画テーマ展や道内市町村を巡回する展示の開催等を通して、アイヌ文化の振興と普及に寄与していく。

２）調査研究事業

有形・無形のアイヌ文化に関する調査研究機能を併せ持つ専門的な機関となった責務を踏まえ、アイヌ民族の言語、口承文芸、芸能、民具、生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かせない歴史に関する基礎的、総合的、学際的な研究の推進を図る。

特に、近年のアイヌ文化の継承、復興に向けた取り組みの中では、アイヌ語や口承文芸が必須の知見として位置付けられ、学術的な信頼性の高い知見や情報に対するニーズが増えていることから、アイヌ語に関する専門的かつ学際的な研究の推進に重点を置く。

3) 資料・情報の収集・整備事業

アイヌ文化に関する学術的に正確な情報の発信や提供を図るため、道内市町村等と連携し、各地に所在する貴重な資料の保存・整理を進めるとともに、大学等の機関とも連携して道外・海外を含めたアイヌ語資料や民具資料、学術情報等の蓄積の集約と整理を進める。

4) 資料・情報及び研究成果等の公開・発信事業

これまでもアイヌ文化に関する貴重な受贈資料などの公開につとめてきたところであるが、なお未公開の資料が多く残されていること及びアイヌ文化の伝承・学習等において学術的な信頼性に裏付けられた資料や情報のニーズがいっそう高まっていることを踏まえ、引き続き貴重な資料の公開を進める。また、インターネット等を通じた提供方法の拡充を進め、調査・研究事業及び資料・情報の収集・整理事業により収集した民具やアイヌ口承文芸、アイヌ文化研究文献等に関する情報についても、データベース化等を進め、その公開・提供に取り組んでいく。

調査研究等の成果を提供する機会はこれまでも増やしてきたところであるが、特にアイヌ文化の継承、復興、理解促進に向けたさまざまな取り組みの中で、学術的な信頼性の高い知見や情報に対するニーズが増加していると同時に、社会的にもアイヌ文化への関心が高まってきている。このような社会の要請に幅広く答えていくため、アイヌ文化に関する学術情報の集約を図るとともに情報発信基盤の整備につとめ、学習・伝承活動への支援を行う。

5) 普及事業

アイヌの歴史や有形・無形の文化に関する専門的な機関を有する博物館の責務を踏まえ、最新の調査研究等の成果の発信のため、また、わかりやすく、楽しく、親しみやすいかたちでアイヌ文化に関する正確な情報を提供していくため、研究紀要等の発行、各種の講座や子ども向け事業の実施、アイヌ文化に関する理解促進のためのパンフレットの発行など、将来につ

ながるアイヌ文化の普及及び理解促進につとめる。

4 事業の進め方

各種の事業を行うに当たっては、道内の市町村教育委員会、博物館等の関係機関との連携を一層強化するなど、体系的、効率的な推進に努める。

また、事業の進捗状況等について毎年度点検し、その結果を次年度以降の事業に反映させるとともに、必要に応じ方針等の見直しを行う。

第4 事業別方針

1. 展示事業

○ 推進方針

アイヌ民族の歴史や文化については、伝統的な文化やアイヌ民族の現在などを正しく伝えることが求められていることから、アイヌの歴史や有形・無形の文化に関する専門的な機関として、学術的な信頼性の高い研究成果に基づく、わかりやすく・親しみやすい展示を行うとともに、不断にその内容の充実を図っていく。また、企画テーマ展や道内巡回展の開催、総合展示の入替えなどを継続的に実施し、最新の研究成果や当館が所蔵するさまざまな資料を紹介する機会や、大人から子どもまでさまざまな人々に向けた展示の機会を設けることを通して、アイヌ文化の理解促進を図る。

○ 主な事業

① 総合展示の運営

総合展示では、アイヌ民族の歴史と文化についての正しい理解を目指し、学術的な正確性に基づく、わかりやすく・親しみやすいかたちで伝えることにつとめ、来館者アンケートや関係者の意見なども踏まえながら、不断にその充実を図っていく。

・「クローズアップ展示」の運営

一定の期間ごとに、そのつどテーマを設けて展示を入れ替えていく「クローズアップ展示」（2箇所：それぞれアイヌ文化、アイヌ史を主題とする）を活かし、貴重な資料の紹介、新たな研究成果の速報、分野・テーマをまたいだテーマ設定などを通して、アイヌ文化の理解促進や、展示内容の理解をいっそう深めていただくための取り組みを進める。

・「アイヌ文化 Q&A」コーナーの運用

アイヌ文化や展示内容に関する来館者からの質問をアンケート記入形式で受け付ける「アイヌ文化 Q&A」コーナーを設け、来館者の要望や意識を汲み取る機会として活用するとともに、来館者からのさまざまな照会に対応することを通して展示内容の補足や充実を図る。

・展示資料の入れ替え

展示資料の劣化損傷の防止を図るとともに、民具（衣装類）を中心に、一部の資料については一定の頻度（2ヶ月毎～半年毎）で入れ替えを実施し、より多くの資料を展示する機会を設ける。

② 特別展・企画展

アイヌの無形文化と有形文化を併せた総合的な展示や、北海道の自然や歴史等に関係する分野と連携した学際的な展示を企画・実施し、研究成果の提供に努めることで、アイヌ文化のより一層の理解促進に寄与する。

開催計画テーマ（案） ※アイヌ文化を主題とするもののみ
「カムイの世界」「北海道の地名」等

③ 道内市町村での資料展（アイヌ文化巡回展：仮称）の開催

道内市町村において、「地名」「口承文芸」などのアイヌ文化に関する親しみやすいテーマに即して当館の資料を紹介する資料展等の事業を開催し、資料の整理作業等の成果提供、関係者に対する情報提供の機会とするとともに、アイヌ文化に関する理解の促進を図る。

2. 調査研究事業

○ 推進方針

アイヌ文化に関する学術的に正確な情報の発信や提供を行い、近年よりいっそう重要な課題となっているアイヌ文化の理解促進、伝承普及・振興等に寄与し、未来へ継承するための機能を発揮することが、アイヌの民族に関する専門的な機関として社会的に求められている。

その要請に応じるために、それらの取り組みの土台となる研究プロジェクトを推進していく。研究プロジェクトは、言語、物語や歌謡などの口頭伝承、信仰や儀式の作法、生活用具、製作技術や使用法、自然資源の利用法、そして文化の理解と各調査に欠かせない歴史等の個別研究分野について、基礎的な調査研究に重点を置くもの、総合的・学際的調査研究に重点をおいたものに区分して進めるほか、当館が進める海外の友好・提携博物館との共同研究に参画していく。

調査研究の成果については、論文、報告書等の発行、インターネット上での公開や広報誌等への掲載のほか、博物館の機能を活かし、展示や講座・講演会等による提供を積極的に進める。

○ 主な事業

①アイヌ文化に関する資料・情報の集積プロジェクト

- ・資料の所在調査や採録調査等を通じた資料の蓄積等を進めると共に、収集した資料の分析を行う基礎的な調査研究を進めるもの。

②アイヌ文化に関する総合的・学際的研究プロジェクト

- ・①による成果の蓄積等を踏まえ、長期的な視野による専門的または総

合的、学際的な調査研究を進めるもの。

③海外博物館等との共同研究プロジェクト

- ・北海道と友好協定等を締結している地域の博物館との共同・連携で進めるもの。（サハリン州博物館（ロシア）、ロイヤルアルバータ博物館（カナダ）等）

○ 個別研究課題

（１）言 語（アイヌ語、口承文芸）

道内各地のアイヌ語及び物語等の口承伝承について、特に研究蓄積の乏しい地域、分野における採録と調査研究を進めつつ、これまで蓄積されてきた地域、分野についても資料や情報の収集・整理を進め、地域ごとの語彙、文法、伝承等の特徴を明らかにしつつ、聴き取り記録や他機関所蔵資料の収集・整理を行う。

アイヌ語については、伝承者の高齢化等の状況から、世界の危機言語の中でも特に深刻な状態にあることが指摘されており、その記録と保存が急務とされている。また、近年のアイヌ文化の継承・復興に向けた取り組みが各地で進められる中で、アイヌ語や口承文芸については、地域に根ざした信頼性の高い伝承資料や、より専門的で広範なデータや資料、研究成果提供に対するニーズが高まりつつある。

こうした状況を踏まえ、アイヌ語・口承文芸については、研究内容のいっそうの充実を目指し、①重点的に取り組む地域の拡大、②録音資料のほか各地の文献記録など調査対象とする資料の拡大、③基礎的資料の蓄積・整備とその成果提供方法の充実、④蓄積したデータを踏まえた言語研究（語彙、文法等）、口承文芸研究（口承文芸を通した世界観や信仰の研究、ジャンル区分の再検討等）等の、より専門的で多角的な研究の推進を目指す。

① 調査研究課題

- ・口承文芸、語彙、文法の調査研究

北海道東部（釧路、十勝、網走、根室地方）

北海道西南部（胆振・日高地方）

実施中／予定課題

「北海道東部地域のアイヌ語資料に関する基礎的調査」

（H26～29 年度）

「アイヌ口承文芸「和人の散文説話」資料に関する調査研究」

（24～28 年度）

- ・アイヌの信仰等に関する口承伝承資料の調査収集と整理分析
実施中／予定課題
「カムイとアイヌの相互交渉に関する調査研究」
(H16～27 年度)
- 「アイヌ口承文芸における世界観に関する調査研究」
(H28～31 年度)
- 「アイヌ英雄叙事詩における伝承の流動性に関する研究」
(科学研究費補助金：遠藤志保研究職員、H27～28 年度)

② 事業方策

- ・道内各地の話者、伝承者等の面接調査
- ・道内外に所在する音声資料、文書資料の調査と収集
- ・収集した資料の整理・保存と公開
- ・資料の分析とデータ化作業（語彙、文例、索引等）
- ・成果のとりまとめ
論文、調査報告、語彙集、口承文芸テキスト集、講座等

(2) 芸 能

道内各地で伝承されてきた歌謡・舞踊について、既存の録音・録画資料及び文献記録の調査・収集に加え、各地の伝承者・伝承団体からの採録調査を行い、歌謡・舞踊の時代的変遷や地域差の比較研究に向けた基礎的資料を整備する。さらに、これらの資料をもとに、アイヌの歌謡等の音楽的特徴とその時代的变化等に関する分析研究を進める。

① 調査研究課題

- ・道内各地域に伝承される歌謡・舞踊に関する基礎的調査研究
- ・アイヌの歌謡の特徴（旋律、歌唱法等）に関する音楽的分析研究
実施中／予定課題
「道内各地に伝承されるアイヌ音楽のレパートリー及び伝承状況に関する調査研究」
(H22～28 年度)
- 「北海道各地におけるアイヌ音楽の伝承曲目及び伝承状況に関する調査研究」
(科学研究費補助金：甲地利恵研究主査、H27～28 年度)

② 事業方策

- ・道内各地の伝承者・伝承団体の面接調査
- ・音声・映像資料及び文献資料の所在調査と収集
- ・収集資料の整理・保存と公開
- ・データ化作業（伝承演目データ等）
- ・成果のとりまとめ
論文、調査報告、講座等

(3) 民 具、伝統的生活技術

伝統的な生活用具の製作技術や使用法、その他動植物等の自然資源の利用技術等について、博物館等に保存されている民具の分析研究や伝承者からの聴き取り調査を進め、データの蓄積を図るとともに、これらの生活技術の地域差や時代的変遷等の研究を行う。

道内外の関係資料の所在調査や整理分析は、体系的、総合的な研究を進める見地から、歴史分野等と共同した調査課題の設定等を行う。

① 調査研究課題

- ・道内・外各地の民族資料（民具等）の所在調査と比較分析、当館を含む道内外の資料情報のデータベース構築
- ・海外所蔵の民族資料も含めた、民具等の製造法、使用法、動植物等の自然資源の活用法等の比較分析
- ・博物館収蔵資料の来歴、収集の背景等の調査を通した研究史、アイヌ文化史の研究

実施中／予定課題

「道内アイヌ民具の所在情報の調査と集積 1 北海道南部」

(H28～31 年度)

「近現代におけるアイヌ民族による伝統文化の紹介・展示の歴史に関する調査研究」

(歴史分野等と共同、H28～31 年度)

② 事業方策

- ・道内外（国外を含む）に所蔵されている民族資料の所在調査
民具資料の製作地、年代、制作方法等の比較分析
他機関、他分野との共同研究の推進

- ・動植物の利用法や生活用具の製法、伝統的な信仰等に関する情報の収集
- ・関係文献、音声資料、文書資料の収集整理
- ・伝承者の面接調査等
- ・コンピュータデータ化（文献データ等）
- ・成果のとりまとめ
 - 論文、調査報告、資料紹介（目録及び解説）、データベース、講座、展示等

（４）歴 史

アイヌ史研究及びアイヌ文化研究を進めるための基礎的条件整備として、古代から近現代に至るまでの文献等の研究情報及び歴史資料の収集・整理を行うとともに、これまで蓄積の乏しかった地域史、文化史の研究を進める。

① 調査研究課題

- ・近代の地域史、教育史、文化史に関する調査研究
- ・道内外に所在するアイヌ史関係文献資料及び研究情報の収集と整理分析

実施中／予定課題

「アイヌ史関係新聞記事資料に関する調査研究（渡島・檜山地方）と「北海道内地域発行新聞アイヌ史関係記事データベース」の構築」

（H21～27 年度）

「教育と産業への取り組みを通してみるアイヌの近代」

（H28～31 年度）

② 事業方策

- ・体験者、関係者の面接調査
- ・アイヌ史に関わる道内外の文献資料の収集・整備
 - 道内発行新聞の関係記事目録の作成等
- ・他分野との共同調査の推進
- ・成果のとりまとめ

論文、資料紹介（目録、書誌）、データベース等

（５）共同研究

関係研究機関や研究者との共同研究を行い、研究成果の相互利用と研究情

報の集約を図り、事業の効率的推進に努める。

特に道内外の資料の所在調査に当たっては、市町村教育委員会、博物館等と連携をとり、資料の保存、整理、活用方策等についても相互協力を図りながら進める。

また、研究センターとしての役割・責務を踏まえ、中・長期的な研究課題をより充実したかたちで進めるため、日本学術振興会科学研究費等の外部資金の獲得を進めていく。

(6) その他（アイヌ民族文化研究センター全体で進めるもの）

寄贈資料等についての内容分析、他の資料との関連性等に関する調査、及び道内外（海外を含む）の資料の所在調査と収集保存、資料の利用条件の整備等を進め、アイヌ文化研究への活用及びアイヌ関連資料に関する学術的に信頼できる情報の提供に寄与する。

① 調査研究課題

- ・アイヌ文化資料の内容分析（寄贈資料等）
- ・海外共同研究への参加

② 事業方策

- ・館内所蔵資料の整理・分析
- ・道内外（国外を含む）に所蔵されている資料や文献の所在調査
- ・総合的・多角的な内容分析
- ・成果のとりまとめ

資料紹介、目録、細目次、書誌、データベース等

3. 資料・情報の収集・整備事業

○ 推進方針

道内外の関係機関、研究者との連携を図り、アイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、情報の収集・整理を行う。

道内の中核博物館における専門機関として、先ず道立機関が所蔵する音声・映像資料及び文書資料、民具資料についての情報の一元的な集約を進めるとともに、さらに道内市町村に所在する各種の資料に重点を置き、総合的、体系的に調査・収集を進める。

○ 主な事業

道内市町村等に所在するアイヌ文化関係資料の所在調査と収集

- ・市町村教育委員会等との情報交換等により、所在を確認した資料の内容点検等を行うとともに、撮影・複写によってデータを収集し、整理及び分析を進める。
- ・整理、分析結果は、次の段階である活用・提供へ向けてデータベース化等を進める。

4. 資料・情報等の公開・発信事業

1) 資料の公開

○ 推進方針

これまで、調査研究の成果について研究紀要等により提供を行うとともに、寄贈を受けた「山田秀三文庫」、「久保寺逸彦文庫」や職員による採録資料（録音、録画等）について保存処理や内容整理を進めるとともに、アイヌ文化の学習・伝承等のため利用できるよう、目録の作成や資料の公開を進めてきた。

今後も、これら資料・情報収集事業及び調査研究事業を通じて蓄積した研究情報についての公開を引き続き進めるとともに、インターネット上に開設した「ほっかいどうアイヌ語アーカイブ」の掲載資料や提供内容を増やす等の、より多くの利用者に広く提供できる方法の拡充につとめ、アイヌ文化研究における情報センターとしての機能の充実を図る。

○ 主な事業

所蔵する貴重な資料の公開

・資料の公開

・学習・研究に使いやすい資料と情報の提供

特に重要な文書資料、音声資料の活字化

利用方法の整備（インターネット上の検索方法整備等）

2) 情報発信

○ 推進方針

これまでの調査・研究事業及び資料・情報の収集・整理事業を通して蓄積されてきた民具やアイヌ語及び口承文芸、アイヌ文化研究文献等に関する学術情報の集約を図ると共に、インターネット等を通じた提供方法の拡充などより広く情報を提供できる発信基盤の整備につとめ、それらに基づいた学習・伝承活動への支援を行う。

(1) 学術情報の集約

○ 主な事業

① アイヌ文化に関する学術情報の収集とデータベース化

- ・アイヌ文化に関する文献、新聞記事等の情報を収集・整理し、それらのデータベース化を進める。
- ② 道内の市町村と連携した情報の集約
 - ・道内の博物館に所在するアイヌ語や民具等の資料に関する情報の集約と整理を進める。

(2) 発信基盤の整備

○ 主な事業

- ① アイヌ文化関係の学術情報の発信
 - ・先ず当館が所蔵するアイヌ語、口承文芸、民具、伝統的な生活技術等に関する資料データベースを構築し、公開する。
 - ・アイヌ関係文献のデータベース等の構築と提供。
- ② ホームページの充実
 - ・当館ホームページ内に設けた「アイヌ文化を学びたい方へ」における、さまざまな学習のための情報を充実させる。
 - ・掲載情報の拡充を通して、「ほっかいどうアイヌ語アーカイブ」によるインターネット上での「アイヌ語入門」ページの充実を図る。
- ③ 発信媒体の強化
 - ・ホームページの機能（検索方法、映像等）の拡張を図り、博物館全体の情報発信機能の強化を進める中で、アイヌ文化に関する情報発信回路の強化を図る。

(3) 学習・伝承活動への支援

○ 主な事業

- ① 関係機関、団体等に対する支援の強化
 - ・市町村等の関係機関や大学等の研究機関、アイヌ文化伝承活動団体のほか学校等における学習・教育・研究等に対する支援を行う。
 - 図書室における情報提供機能の充実
 - 所蔵資料情報の整備等を通じた資料貸出しの利便性向上
 - 研究紀要等の研究成果の蓄積と電子化による発信
 - ※（５．普及行事「２）資料・研究成果の提供」）参照）
- ② レファレンス（学習相談等）への対応
 - ・電話、電子メール等によるアイヌ文化に関する学習・伝承のための資料情報の照会等に対応するとともに、よりの確な情報を速やかに伝達できるよう館内の情報整備を進める。

5. 成果の普及事業

1) 教育普及

○ 推進方針

北海道の中核的博物館でありアイヌ文化の振興に寄与するという使命を踏まえ、自然・歴史・文化の総合博物館であることのメリットを活かしながら、講演会・講座等の事業、展示の開設、「はっけん広場」（旧体験学習室）の機能の充実等を通して、さまざまな年齢層に向けた、わかりやすく、楽しく、親しみやすい学習機会の提供や、学習素材の開発・作成等を通して、アイヌ文化の普及及び理解促進につとめる。

○ 主な事業

① 冊子等の作成

- ・アイヌ文化や当館の展示に関する、わかりやすく、親しみやすい冊子の作成に取り組む。

アイヌ文化紹介小冊子の発行

総合展示のガイドブック、解説書の作成（※ 館全体事業）

総合展示の解説情報の充実

② 「はっけん広場」等で活用する教材等の開発

- ・さまざまな年齢層や場面に対応したアイヌ文化の学習・体験資材を開発し、当館「はっけん広場」や当館が参加する行事等での活用を図る。

「はっけんキット」（体験型教材）

「アイヌ語かるた」「アイヌ語ブロック」等のアイヌ語学習教材

総合展示のアニメーションをもとにした紙芝居キット 等

③ 講演・講座等の充実

- ・博物館におけるアイヌ文化に関する講演会・講座や来館者向け展示解説（「グループレクチャー」）関連のメニューの充実を図る。

講演会・講座、ワークショップ等の充実

展示等の事業と関連した講演会等の開催

④ レファレンス対応

- ・電話、電子メール等によるレファレンス（学習相談等）への対応。

2) 研究成果の提供

○ 推進方針

研究成果をとりまとめた研究紀要等の成果報告書を刊行していくと共に、研究成果を踏まえた講演会の開催など、アイヌ文化に関する最新の研究成果や正確な情報をよりわかりやすいたちで提供する取組みを一層強化する。また、そうした取組みを通じて、北海道博物館の内部組織としてのアイヌ民族文化研究センターの取組みを周知していく。

○ 主な事業

① 調査研究の成果の公表・提供

- ・研究紀要等に論文、調査報告等を掲載するほか、長期的・総合的な研究課題の成果については報告書をまとめる。
- ・共同研究や科学研究費等を活用した成果について、シンポジウムや講演会等の開催に取り組む。
- ・研究成果をよりわかりやすく、使いやすくまとめた小冊子等の刊行を検討する。

② 広報機能の拡充

- ・広報紙「ちゃれんがニュース」及びホームページ、ソーシャルネットワークを通じた広報活動の充実を図る。
- ・企画テーマ展示等を開催したときは、その内容をわかりやすく解説したリーフレットを発行する。

③ アイヌ文化に関する理解を深めるための情報の提供

- ・国連の定める「世界の先住民の国際 10 年」の記念事業として作成してきたアイヌ文化紹介小冊子の発行や、そのデジタルデータの活用など、アイヌ文化に関する正確な情報をより利用しやすいかたちで広く提供する方法の充実に努める。

6. その他

職員の資質の向上を図るため、次のような研修を行う。

- ・国及び関係団体等が実施する研修会等への職員の派遣
- ・所内での職員による研究会等の自主研修
- ・外部講師によるアイヌ文化に関する専門的内容及び資料保存等に関する研修

第 5 資料

〈 資料 1 〉

北海道立アイヌ民族文化研究センター条例

(平成 6 年 3 月 3 1 日条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 アイヌ民族文化に関する調査研究等を行い、その成果の普及等を図り、もってアイヌ民族文化の振興に寄与するため、北海道立アイヌ民族文化研究センター（以下「研究センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立アイヌ民族文化研究センター	札幌市

(事業)

第 3 条 研究センターは、次の事業を行う。

- (1) アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。
- (2) アイヌ民族文化に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) アイヌ民族文化に関する研究の支援を行うこと。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

※「北海道立総合博物館条例」（平成 27 年 4 月 1 日）の施行を以て廃止。